

注)「市町村」には、特別区を含む。

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
832	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業	地方公共団体の設定する構造改革特別区域において、インターネット大学の設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学通信教育設置基準第10条第2項に規定する校舎等施設の面積によらずに、インターネット大学等を設置することができる。この特例によって設置されたインターネット大学が、当該大学の学部等を新たに設置し、又は収容定員を変更する場合も、同様とする。	一部	通信教育学部のみを置く大学であって、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させるものについては、インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえた授業の設計その他の措置を当該大学が講じており、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合は、通信教育学部を置く大学の校舎等の施設の面積基準を満たさなくてもよいこととする。	大学通信教育設置基準（昭和56年10月29日文部省令第33号）	平成26年4月1日施行（措置済）	文部科学省
934	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業	障害者又は障害児が、近隣において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく自律訓練等を利用することが困難な場合に、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。	一部	基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスについて、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第90号）	平成25年10月1日施行（措置済）	厚生労働省
936	保育所における看護師配置補助要件の緩和事業	地方公共団体が、構造改革特別区域法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該特区内における保育所であって、乳児4人以上6人未満入所させるものに係る児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項に規定する保育士の数については、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を1人に限って、保育士とみなすことができる。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 なお、調査結果において、職種が異なることに伴うコミュニケーションの困難、保育業務についての知識不足等が確認されたことから、これらを解消するため、看護師等に対する保育業務に関する研修等の機会の確保について適切に配慮する。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）	平成26年2月14日施行（措置済）	厚生労働省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1205 (1214、 1221)	重量物輸送効率化事業	重量物を輸送する車両が、橋・高架の道路等を含まない経路を通行し、かつ、軸重が10トン（駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあっては11.5トン）以下であって、道路の修繕等について地方公共団体等により適切な管理がなされる場合には、車両総重量の規定を適用しないこととする。	一部	車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合の車両総重量及び軸重の特例措置について、全国展開を行う。	道路の横断に限る特殊車両通行許可の特例について（平成22年9月30日国道交第47号）	平成22年10月1日施行（措置済）	国土交通省
		重量物を輸送する車両が、橋・高架の道路等を含まない経路を通行し、かつ軸重が10トン（駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあっては11.5トン）以下であって、道路の修繕等について地方公共団体等により適切な管理がなされる場合には、車両総重量の規定を適用しない。また、重量物を輸送する車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合には、車両の長さ及び最小回転半径の規定を適用しない。	一部	私有地内の通路その他私道の通行を中心とした利用など、車両が直進して道路を横断する場合に限り、車両の長さの特例措置について、21.5m以下を許可限度として、全国展開を行う。	「道路の横断に限る特殊車両通行許可の特例について」の一部改正について（平成25年11月5日国道交第25号） 「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正について（平成25年11月5日国自技第127号）	平成25年11月5日施行（措置済）	国土交通省
1223	長大フルトレーラ連結車による輸送効率化事業	フルトレーラ連結車（セミトレーラ連結車のうち、セミトレーラ連結車のけん引自動車の全長及びセミトレーラ連結車の連結装置中心から当該セミトレーラ連結車の後端までの水平距離が、それぞれ12メートル以内であるものを含む。）について、各道路管理者は、連結車の長さについて21メートルを上限として許可することができる。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	「特殊車両通行許可限度限度算定要領について」の一部改正について（平成25年11月5日国道車第23号、国道企発第55号） 「バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて」の一部改正について（平成25年11月5日国道車第24号）	平成25年11月5日施行（措置済）	国土交通省